資　料　1

評　価　項　目　及　び　評　価　点　配　分

豊中市千里文化センター総合管理業務委託契約に係る総合評価一般競争入札（標準型）

令和元年10月18日

豊中市

豊中市　総合評価一般競争入札（令和元年10月18日公告）評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
1 価格評価		500	500	①契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 （評価点に差がない場合の落札候補者の決定方法） ①総合評価の結果、評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。	価格評価点は、予定価格以下の金額で入札を行った者に対して、次に規定する方法で算出する。 ①低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点（５００点）とする。 ②予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。 ③低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除して補正率を算出(小数点３位未満切捨)し、価格評価点の最高点（５００点）に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。 ④低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出(小数点３位未満切捨)し、価格評価点の最高点（５００点）に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。	入札書 （市指定用紙）	左記の評価内容の詳細による	
2 技術的評価	(1) 研修体制	220	48	①研修制度等の設置	①過去１年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 ②契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。	①研修実施報告書（様式１） ②研修実施計画書（様式２-１）	①過去１年間（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までに実施した研修）の研修実施報告書（様式１）に基づく（ただし、警備業法に基づく法定研修は評価の対象としないが、様式１に基づき報告を求める。）実施状況及び研修内容を総合的に評価する。　＜３２点＞ 個人情報保護に関する研修　８点 従業員対象の接遇・マナー研修　８点 人権研修　８点 安全管理研修　８点 ②契約期間中の適正な履行を確保するための、研修実施予定状況及び研修内容を研修実施計画書（様式２－１）に基づき総合的に評価する。（ただし、法定研修は評価の対象としないが、様式２－１に基づき報告を求める。）　＜１６点＞ 個人情報保護に関する研修　４点 従業員対象の接遇・マナー研修　４点 人権研修　４点 安全管理研修　４点 ①②共通→　企業独自の研修、派遣研修（認定機関への研修派遣）の別は問わない。 ②→　当該業務に対する履行期間中の研修の実施を評価するため、研修実施については、履行期間の初日から１年以内に終了する研修を対象とする。	①研修実施報告書[様式１）及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 ②研修実施計画（様式２-1）により確認を行う。 ③研修実施計画は仕様書に規定されたものと見做し、研修実施後は研修実施報告書、受講修了証及び研修レジュメ等により確認を行う。
	(2) 業務実績		24	①過去における業務実績	①過去３年間の建物清掃業務及び施設警備業務を含む業務委託契約の実績を評価する。	①委託業務履行実績証明書 （様式２－２）	①過去３年間（平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで）に履行が完了した建物清掃業務及び施設警備業務を含む業務委託契約の実績を評価する。 ＜２４点＞ ア、金額実績（清掃業務を主たる１契約当りの税込金額） １）　４，１００万円以上　→　１２点 ２）　３，１００万円以上　→　６点 イ、件数実績　（３，１００万円以上） １）　３件以上　→　１２点 ２）　２件　→　６点 ３）　１件　→　１点	①発注者が発行した委託業務履行実績証明書により確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
	(3) 履行体制		48	①適正な履行を確保するための業務体制	①当該施設の仕様に基づく、施設警備業務・清掃業務及びその他の委託業務に係る業務実施計画表を作成し、それらの業務実施計画を実施するための業務体制（配置予定業務責任者等の資格・経験及び作業員の配置計画）の内容を評価する。 ②「苦情処理要領（マニュアル等）」の整備状況を評価する。	①-1「業務実施体制図」 （任意様式） ①-2「業務実施計画表」 （任意様式） ①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」（様式３） ①-4「業務従事者配置計画書」 （任意様式） ②「苦情処理要領（マニュアル等）」（任意様式） 要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等を添付すること。	①本業務の業務実施体制図及び当該施設の仕様、業務実施計画表に基づき、それらを実施するための業務体制（「配置予定業務責任者等の資格・経験」及び「業務従事者配置計画書」）の内容 ①-3　配置予定業務責任者等の資格・経験の内容を評価する。 ＜２５点＞ ①-4　業務従事者配置計画書の内容を評価する。＜１５点＞ ②「苦情処理要領（マニュアル等）」の有無及び内容＜８点＞	①各業務ごとの仕様及び業務実施計画表に基づき、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、「業務従事者配置計画書」より確認を行い、契約期間中は、日常の履行検査により確認を行う。 ②苦情処理要領（マニュアル等）及び所定様式（要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等）の添付により確認を行い、当該業務の履行期間中に苦情処理等を行う必要が生じた際は、受注者より対応結果を報告させ、苦情処理要領（マニュアル等）に則った処理がなされたかについて確認を行う。
			20	②既雇用者に対する継続雇用	①既に雇用されている従事者(本業務で評価対象となった新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。	①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)	①既雇用者に対する継続雇用の意思を評価する。＜２０点＞ ・詳細については、「既雇用者の継続雇用促進に関する提案書」（様式４）を参照のこと。	①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書（様式４）により確認（必要に応じて市のヒヤリング結果も含め）を行う。 ・提案のあった内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うと共に、市の関係部局によりヒヤリングを行う。

豊中市　総合評価一般競争入札（令和元年10月18日公告）評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
2 技術的評価	(4) 品質保証への取組	220	32	①品質ＩＳＯ認証への取組	①品質ＩＳＯ認証の取得状況	①-1 品質ISO登録証 ①-2 品質ISOを申請中である旨の証明書	品質ＩＳＯへの取組状況を評価する。 ①-1 ISO9001取得者＜32点＞ ①-2 ISO9001申請中の者＜24点＞	①ＩＳＯ９００１の登録証及び申請中である旨の証明書で確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
			48	②自主検査体制	①自主検査体制規定の整備状況を評価する。 ②当該業務における自主検査計画を評価する。	①自主検査体制規定等（任意様式） ②当該業務における自主検査計画書（任意様式）	①自主検査体制の規定の有無及び内容＜２４点＞ ②本業務における自主検査計画書の有無及び内容＜２４点＞	①自主検査体制の規定は仕様書に規定されたものと見做す。 ②自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做し、所定の時期に自主検査報告を書面で求める。また、必要の都度、自主検査結果に伴う改善指示及び改善結果について書面で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が機能しているかを確認する。

豊中市　総合評価一般競争入札（令和元年10月18日公告）評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
３　公共性（施策反映）評価	(1)福祉への配慮	180	17	①-1 知的障害者の新規雇用	①知的障害者の新規雇用予定者（現場就業は問わない）数に応じて評価する。	①知的障害者新規雇用予定者数報告書（様式５－１） ②就労支援機関等との協議報告書（様式８－３）	①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。） ＜１７点＞ →雇用予定者数の算出は、１週あたりの労働時間が３０時間以上（常用雇用）で１名（１週あたり３０時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。また、重度知的障害者(療育手帳の障害の程度がＡ）については、１名をもって２名分とする。 →１週あたりの労働時間が５時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、１週あたりの労働時間が、５時間以上３０時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を３０時間に換算（換算の結果、３０時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。また、重度知的障害者については、1週あたりの労働時間に２を乗じた時間で換算する。 →［１名で７点とする。］ →［豊中市に居住する知的障害者の雇用予定者については、雇用予定者１名につき３点（重度知的障害者も同様）を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を３０時間に換算（換算の結果、３０時間未満の端数時間は切り捨てる）して３点を加算する。］	・知的障害者新規雇用予定者数報告書(様式５－１）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・知的障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和２年４月１日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			7	①-2 知的障害者の継続雇用	①平成２８年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している知的障害者１名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。	①知的障害者の継続雇用等に関する提案書（様式５－３）	①継続雇用等に対する意思を評価する。（当該施設）＜７点＞ 継続雇用等に関する提案書を確認しない場合は評価点は０点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は４点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第８１条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所長に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは千里文化センターをいう。	・知的障害者の継続雇用等に関する提案書（様式５－３）により提案を受けた内容は、令和２年４月１日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類（療育手帳）の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。

豊中市　総合評価一般競争入札（令和元年10月18日公告）評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
３　公共性へ施策反映／評価	(1)福祉への配慮	180	17	②-1精神障害者の新規雇用	①精神障害者の新規雇用予定者（現場就業は問わない）数に応じて評価する。	①精神障害者新規雇用予定者数報告書（様式６－１） ②就労支援機関等との協議報告書（様式８－３）	①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。） ＜１７点＞ →雇用予定者数の算出は、１週あたりの労働時間が３０時間以上（常用雇用）で１名（１週あたり３０時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。 →１週あたりの労働時間が５時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、１週あたりの労働時間が、５時間以上３０時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を３０時間に換算（換算の結果、３０時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。 →［１名で7点とする。］ →［豊中市に居住する精神障害者の雇用予定者については、雇用予定者１名につき３点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を３０時間に換算（換算の結果、３０時間未満の端数時間は切り捨てる）して３点を加算する。］	・精神障害者新規雇用予定者数報告書（様式６－１）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・精神障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和２年４月１日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			7	②-2精神障害者の継続雇用	①平成２８年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している精神障害者１名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。	①精神障害者の継続雇用等に関する提案書（様式６－３）	①継続雇用等に対する意思を評価する。（当該施設）＜７点＞ 継続雇用等に関する提案書を確認しない場合は評価点は０点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は４点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第８１条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所長に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは千里文化センターをいう。	・精神障害者の継続雇用等に関する提案書（様式６－３）により提案を受けた内容は、令和２年４月１日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類（精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳）の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。
			17	③-1身体障害者の新規雇用	①身体障害者の新規雇用予定者（現場就業は問わない）数に応じて評価する。	①身体障害者新規雇用予定者数報告書（様式７－１） ②就労支援機関等との協議報告書（様式８－３）	①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。） ＜17点＞ →雇用予定者数の算出は、１週あたりの労働時間が３０時間以上（常用雇用）で１名（１週あたり３０時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。また、重度身体障害者（身体障害者手帳１・２級）については、１名をもって２名分とする。 →１週あたりの労働時間が５時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、１週あたりの労働時間が、５時間以上３０時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を３０時間に換算（換算の結果、３０時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。また、重度身体障害者については、１週あたりの労働時間に２を乗じた時間で換算する。 →［１名で７点とする。］ →［豊中市に居住する身体障害者の雇用予定者については、雇用予定者１名につき３点（重度身体障害者も同様）を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を３０時間に換算（換算の結果、３０時間未満の端数時間は切り捨てる）して３点を加算する。］	・身体障害者新規雇用予定者数報告書（様式７－１）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・身体障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和２年４月１日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			7	③-2身体障害者の継続雇用	①平成２８年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している身体障害者１名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。	①身体障害者の継続雇用等に関する提案書 （様式７－３）	①継続雇用等に対する意思を評価する。（当該施設）＜７点＞ 継続雇用等に関する提案を確認しない場合は評価点は０点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は４点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第８１条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所長に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは千里文化センターをいう。	・身体障害者の継続雇用等に関する提案書（様式７－３）により提案を受けた内容は、令和２年４月１日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類（身体障害者手帳）の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。

豊中市　総合評価一般競争入札（令和元年10月18日公告）評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
３　公共性へ施策反映へ評価	(1)福祉への配慮	180	18	④就職困難者の新規雇用	①就職困難者の新規雇用予定者（現場就業は問わない）数に応じて評価する。	①就職困難者新規雇用予定者数報告書（様式８－１） ②就労支援機関等との協議報告書（様式８－３）	①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。）＜１８点＞ →雇用予定者数の算出は、１週あたりの労働時間が３０時間以上（常用雇用）で１名（１週あたり３０時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。 →１週あたりの労働時間が２０時間未満の雇用予定者については、換算の対象としないが、１週あたりの労働時間が、２０時間以上３０時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を３０時間に換算（換算の結果、３０時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。 →［１名で４点とする。］ →［豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者については、雇用予定者１名につき４点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を３０時間に換算（換算の結果、３０時間未満の端数時間は切り捨てる）して４点を加算する。］	・就職困難者新規雇用予定者数報告書(様式８－１）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・就職困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和２年４月１日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			26	⑤障害者の雇用を実現するための支援体制	①次の１．～４．について、障害者の雇用を実現するための支援体制の提案（豊中市内の就労支援事業相談窓口等の支援機関に相談を行った具体的な内容）の有無及び提案内容を評価する。 １．障害者雇用の専任支援者の配置 ２．個々の適性に応じた配置 ３．障害等の種別ごとの職場内のサポート体制 （これまでの支援や予定） ４．その他	①障害者就業支援企画書（様式９－１） ②障害者就業支援実施報告書（様式９－２）	①支援体制の企画内容 Ⅰ　１の障害者雇用の専任支援者の配置の提案の有無及び内容＜１４点＞ 配置有６点　複数名配置３点加算　経験年数１年未満１点　３年未満３点　３年以上５点 Ⅱ　２～４の提案の有無及び内容 ２　個々の適性に応じた配置＜６点＞ ３　障害等の種別ごとの職場内のサポート(専任支援者の配置以外)体制（これまで の支援や予定）＜４点＞ 知的障害と精神障害を含む３種以上のサポータ体制についていずれも具体的な記載がある…４点　同体制について記載はあるが具体的ではない…２点　障害者等のサポート体制について記載はあるが具体的ではない、または障害に対する理解が不十分である…１点 ４　その他の支援＜２点＞ ※１の障害者雇用の専任支援者の配置については必須項目で、１の評価が得られない場合は、　２～４の項目の評価は０点とする。	・知的障害者就業支援企画書（様式９－１）により、具体的な支援内容の確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・支援体制の企画提案内容は仕様書に規定されたものと見做す。 ・支援体制導入後は障害者就業支援実施報告書（様式９－２）により報告を求め確認を行う。
			16	⑥就労困難者の雇用を実現するための支援体制	①　就労困難者の雇用を実現するための支援体制の提案（豊中市内の就労支援事業相談窓口等の支援機関に相談を行った具体的な内容）の有無及び提案内容を評価する	①就労困難者就業支援企画書（様式１０－１） ②就労困難者就業支援実施報告書（様式１０－２）	①以下の項目について雇用を実現するための支援体制の有無と内容(加点法式。上限16点) ・中高年者…定年制の廃止、65歳以上の雇用継続、中高齢者の働きやすい環境整備の工夫、中高齢者向け研修制度導入等　4点 ・ひとり親家庭の親…相談体制整備、労度局助成金制度活用歴、ひとり親家庭を対象とした求人等　2点 ・難病患者、がん患者…休暇制度整備、ハローワークとの連携等　2点 ・若年者…未経験者育成制度、若者向けの各種手当整備、若者サポートステーション等との協力、資格取得支援、相談体制　2点 ・LGBT(性的少数者）…制服やトイレ、社内制度上の配慮、職員向け研修2点 ・刑余者…住居支援、育成制度、独自の採用制度、相談体制　2点 ・その他に配慮が必要な就労困難者…それぞれの特性、状況に配慮した支援メニュー体制　2点 ②以下の項目への登録の有無 ・協力雇用主会への登録　3点 ・認定就労訓練施設への登録　3点 ・ユースエール認定　3点	・就労困難者就業支援企画書（様式１０－１）により、具体的な支援内容の確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・提案のあった内容は、該当の就労困難者の就労の有無にかかわらず、実施、または新規に相談・申し出があれば対応する体制を整えるものとして、仕様書に規定されたものと見做す。また、市は必要の都度ヒヤリングを行う。 ・支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書（様式１０－２）により報告を求め確認を行う。

豊中市　総合評価一般競争入札（令和元年10月18日公告）評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
３　公共性への施策反映／評価	(1)福祉への配慮	180	24	⑦新規雇用予定者に対する雇用条件等	①新規雇用予定者に対する雇用条件を評価する。 ②新規雇用予定者に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。	①新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式11) ②新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書（様式12)	①本業務で加点の対象となった新規雇用予定者に対する雇用条件を総合的に評価する。＜１８点＞ ＜評価内容＞ １．雇用期間 ２．賃金 ３．各種手当の支給 ４．有給休暇付与 ５．各種保険に加入 ６．福利厚生その他事項 について、労働基準法等の関係法令に抵触してないか等について、確認（必要に応じ市のヒヤリング結果も含め）を行い評価する。 ②本業務で加点の対象となった新規雇用予定者に対する継続雇用促進の提案（応諾意思）を評価する。＜６点＞ ・応諾内容の詳細については、「新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書」（様式１２）を参照のこと。	・新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式１１)、新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書(様式１２)、により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果も含め）を行う。 ・提案のあった内容は、仕様書に規定されたものと見做す。 ・就労困難者新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式１１)に基づき、必要に応じて、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類及び賃金台帳等で確認を行うと共に、市の関係部局によりヒヤリングを行う。 ・新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書(様式１２)、に基づき、必要に応じて、雇用の状況がわかる書類により確認を行うと共に、市の関係部局によりヒヤリングを行う。
			24	⑧障害者の雇用率	①常用雇用労働者数が４５．５人以上の事業者 障害者雇用状況報告書（公共職業安定所）にて「平成２９年から令和元年までの各６月１日現在」における障害者雇用率の３年間の平均値（小数点２位未満四捨五入）を評価する。 ②常用雇用労働者数が４５．５人未満の事業者 障害者雇用状況報告書（様式１２－１）にて「平成２９年から令和元年までの各６月１日現在」における障害者雇用率の３年間の平均値（小数点２位未満四捨五入）を評価する。 ※雇用率が２．０５%の場合は、評価は２点とする。２．０５%未満の場合は ０点とする。	①障害者雇用状況報告書（公共職業安定所）（平成２９年から令和元年の３か年分） ②障害者雇用状況報告書（様式１２－１）（平成２９年から令和元年の３か年分）	①②障害者雇用の実績を評価する観点から、雇用率は未達成であるが平成３０年障害者雇用状況集計結果（厚生労働省調べ）における実雇用率２．０５%以上（小数点２位未満四捨五入）を配点対象に加え、障害者雇用の実態を評価する。　＜２４点＞ ※障害者雇用状況報告書が未提出の場合における当該年の障害者雇用率は０%と見なす。 ※平均雇用率が２．０５%以上２．２０%未満の場合は、評価は２点とする。２．０５%未満の場合は０点とする。 ＊法定雇用率２・２０%の場合は評価は６点とする。 ※２．２０%超は０．５%増加ごとに２点加算し、６．２０%以上は２４点とする。 ※法定雇用率が障害者雇用の指標となっていることから、雇用者数は加点対象としない。	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第８条で規定する障害者雇用状況報告書（公共職業安定所）（平成２９年から令和元年までの各６月１日現在のもの）により確認。 ・「障害者雇用状況報告書（様式１２－１）（平成２９年から令和元年までの各６月１日現在のもの）」により確認。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要

豊中市　総合評価一般競争入札（令和元年10月18日公告）評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
3 公共性＜施策反映＞評価	(2) 画男女の共同配慮参	60	20	①女性の活躍推進への取組み	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	①男女共同参画への配慮（様式１３－１） ①-1 厚生労働大臣（労働局）に届出した書類で受付印が押してあるものの写し、または基準適合一般事業主認定通知書の写し	下記の取組みを行っていれば加点する＜２０点＞ ・常時雇用する労働者数が301人以上の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第９条の規定に基づく認定（えるぼし認定）を受けている。 ・常時雇用する労働者数が３００人以下の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第８条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局）にその旨を届け出ている。	・提出された書面または写しなどで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
			20	②仕事と子育ての両立への取組み	次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	①男女共同参画への配慮（様式１３－１） ①-1 厚生労働大臣(労働局）に届出した書類で、受付印が押してあるものの写しまたは基準適合一般事業主認定通知書の写し	下記の取組みを行っていれば加点する＜２０点＞ ・常時雇用する労働者が１０１人以上の企業 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定（くるみんマークの認定）を受けている。 ・常時雇用する労働者数が１００人以下の企業 「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局）にその旨を届け出ている。	・提出された書面または写しなどで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
			20	③セクシュアル・ハラスメント防止の取組み	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する取組みを評価する。	①男女共同参画への配慮（様式１３－１） ①-1セクシュアル・ハラスメント防止に関する社内規定（任意様式）、取組みがわかる書類等(任意様式)	下記の取組みを行っていれば加点する＜２０点＞ ・平成30年度社員対象のセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の実施　８点 ・相談窓口の設置　６点 ・苦情処理委員会等の苦情処理に対する組織体制　６点	・提出された書面または写しなどで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
	(3) 環境への配慮	20	20	①環境への取組み	①入札参加者の省エネルギー化を評価する。 （評価項目） １．電気、都市ガス等のエネルギー使用量を原油使用量に換算した原油換算量で評価。	①エネルギー使用調査票（様式１４） ・前年度（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日）の年間使用量の合計値をそれぞれ記入すること。 ②様式１４の記載内容の事実が確認できる書類	・原単位（１㎡あたりの原油換算量）が低い入札参加者を評価 ＜加点方法＞ 加点＝満点（２０点）×｛（入札参加者の提出最小原単位）/（入札参加者の提出原単位）｝ 加点：小数点第１位を四捨五入する。 入札参加者の提出最小原単位：小数点第５位を四捨五入する。 入札参加者の提出原単位：小数点第５位を四捨五入する。	・延床面積が確認できる資料で確認を行う。 ・エネルギー供給業者（関西電力、大阪ガス等）発行の検針票等に示される使用量で確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
	(4) 災害時の業務体制	20	20	①災害時における業務の執行体制	①-１　災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員確保等の社内体制、災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）等緊急時の対応マニュアル策定状況やその内容を評価する。 ①-２　社屋や営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる事項を評価する。	①-1 災害時等の業務執行体制等報告書（様式１５） ①-2 防災・減災に関する取り組み事項報告書（様式１６）	①-１　災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制の整備状況、災害時における事業継続計画（ＢＣＰ）等緊急時の対応マニュアルの策定状況やその内容を評価する。＜１０点＞ ①-２　事業者として、災害時に社会的責任を果たせるよう準備をしているか、また、その内容を評価する。＜１０点＞	①-1 報告書の内容に基づき、災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員、資機材の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制が確保されているか、その有効性・実現性を確認するため事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定状況を確認するとともに根拠資料の提出を求める。また、必要に応じて市のヒヤリングを行う。 ①-2 報告書の内容に基づき、社屋・営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる内容を確認する。また、必要に応じて市のヒヤリングを行う。

豊中市　総合評価一般競争入札（令和元年10月18日公告）評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
４公告日から過去３年以内の処分歴等	減点評価	―	-40	①入札参加停止又は入札参加除外措置の有無	公告日から過去３年以内に本庁又は他行政省庁（国含む。）から入札参加停止又は入札参加除外措置を受けたことがある場合に、減点評価する。	①入札参加停止措置等状況調書（様式１７） ②過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類）	対象期間：公告日から過去３年以内（平成２８年１０月１９日から令和元年１０月１８日まで） 対象となる処分：入札参加停止又は入札参加除外措置（以下「参加停止等」）を受けたことがある。（４０点減点） ※参加停止等の期間の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に０．５を乗ずる。 ※参加停止等を受けていない場合…配点×０％ ※参加停止等の期間が６カ月未満の場合…配点×５０％ ※参加停止等の期間が６カ月以上の場合…配点×１００％	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
			-50	②契約解除の有無	公告日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがある場合に、減点評価する。	①入札参加停止措置等状況調書（様式１７） ②過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類） ③契約解除通知書の写し	対象期間：公告日から過去３年以内（平成２８年１０月１９日から令和元年１０月１８日まで） 対象となる処分：本市から契約解除を受けたことがある。（５０点減点） ※契約解除日が1年以上前の場合は、当該算定結果に０．５を乗ずる。 ※過去の履行契約において契約解除を受けたことがある場合…配点×１００％	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
			-10	③書面での警告の有無	公告日から過去３年以内に本市から不正又は不誠実な行為等を理由として、豊中市入札参加停止基準第８条の規定による書面での警告を受けたことがある場合に、減点評価する。	①入札参加停止措置等状況調書（様式１７） ②過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類） ③書面による警告の写し	対象期間：公告日から過去３年以内（平成２８年１０月１９日から令和元年１０月１８日まで） 対象となる処分：過去の履行契約において不正又は不誠実な行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合・・・配点×５０％×件数 ※文書による警告を受けた日が1年以上前の場合は、当該算定結果に０．５を乗ずる。	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
合計		1000	1000	―				